

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の概要

1 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

- ・ 金融商品取引業者の業務管理体制の整備義務に関して、その業務内容に応じた業務管理体制の具体的内容を規定することとする（第 70 条の 2）。
- ・ 電子募集取扱業務を行う際の重要情報提供義務に関して、契約締結前交付書面に追加的に記載する事項並びに情報通信の技術を利用する方法で公表しなければならない事項及び公表の方法を規定することとする（第 6 条、第 16 条の 2、第 82 条、第 146 条）。

2 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

- ・ 金融商品取引業から除かれる第二種金融商品取引業者による金銭の預託について、電子申込型電子募集取扱業務を行う場合における要件を規定することとする（第 16 条）。

3 企業内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

- ・ インターネットを用いて募集・売出しの発行条件を閲覧させる方法について、従来の「情報の取得に関する確認」を改め、売付け等の際に「発行（売出）価格又は利率及び払込金額を通知」することを条件とすることとする（企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 2、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第 11 条の 2、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 17 条）。

4 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正

- ・ 金融商品取引法改正により、新規上場後 3 年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととされた。これに伴い、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金 100 億円以上又は負債総額 1,000 億円以上と定めることとする（第 10 条の 2）。

5 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正

- ・ 公開買付者が公開買付けの終了後に応募株主に送付する「買付け等の通知書」について、押印を不要とすることとする（各様式）。
- ・ 公開買付届出書に記載する株券等の譲渡予定先に関する情報（会社の沿革や事業内容等）について、有価証券報告書の該当箇所を記載した書面を添付することにより記載を簡略化

できることとする（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第13条、第24条、様式）。

- ・ 公開買付規制における株券等所有割合の計算について、買付者と特別関係者の間で株券等の引渡請求権が存在する場合等における重複計上を回避するための措置をとることとする（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第7条）。

6 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の改正

- ・ 大量保有報告書等の提出者が個人である場合には、当局に対して「番地」及び「生年月日」を記載した書面を提出することを条件に、大量保有報告書等におけるこれらの記載を不要とすることとする（様式）。

7 銀行法施行規則、長期信用銀行法施行規則、保険業法施行規則の一部改正

- ・ 金融商品取引法改正により、第一種金融商品取引業者に第一種少額電子募集取扱業者が、第二種金融商品取引業者に第二種少額電子募集取扱業者が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする（銀行法施行規則第34条の5、長期信用銀行法施行規則第25条の2の17、保険業法施行規則第208条）。

8 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令、金融商品取引業協会等に関する内閣府令、金融商品取引所等に関する内閣府令、証券金融会社に関する内閣府令、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令、信用金庫法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令、特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令、信託業法施行規則、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

- ・ 金融商品取引法改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。